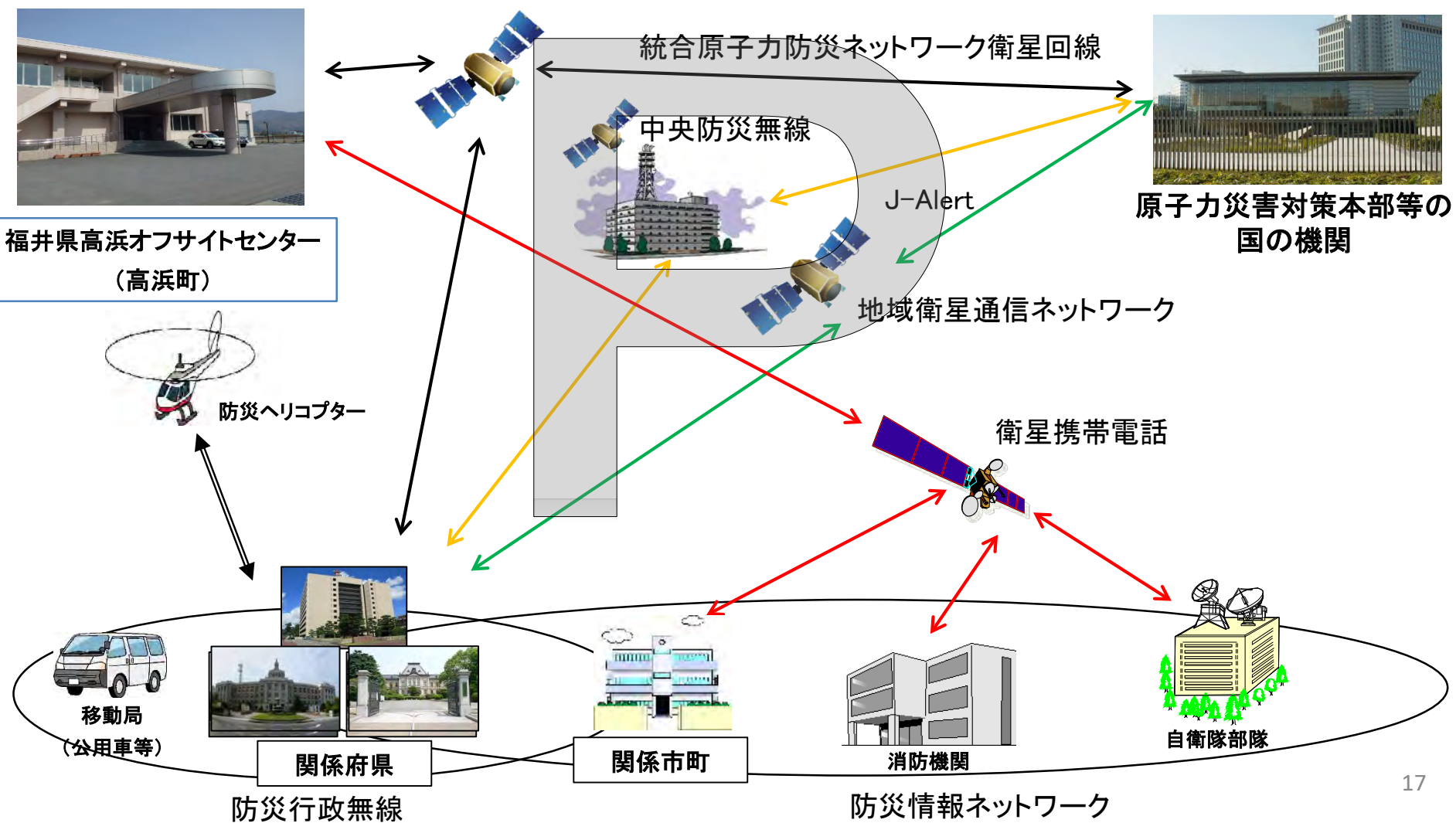


- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、関係府県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達(18頁と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

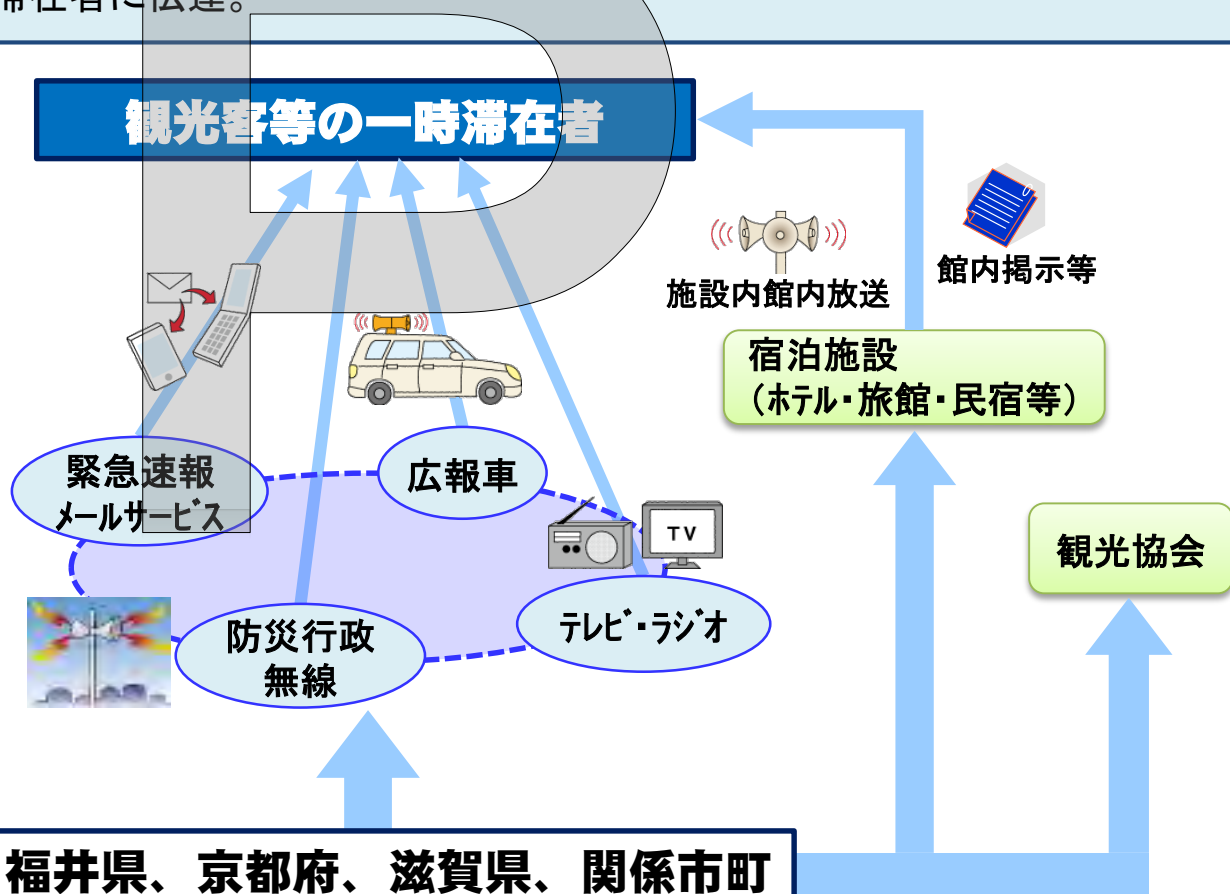
【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

2015/10/21 午前9:03

緊急情報

(〇〇市・町)からのお知らせです。先ほどの地震による影響について、高浜発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、避難等の準備をするため、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。府県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。



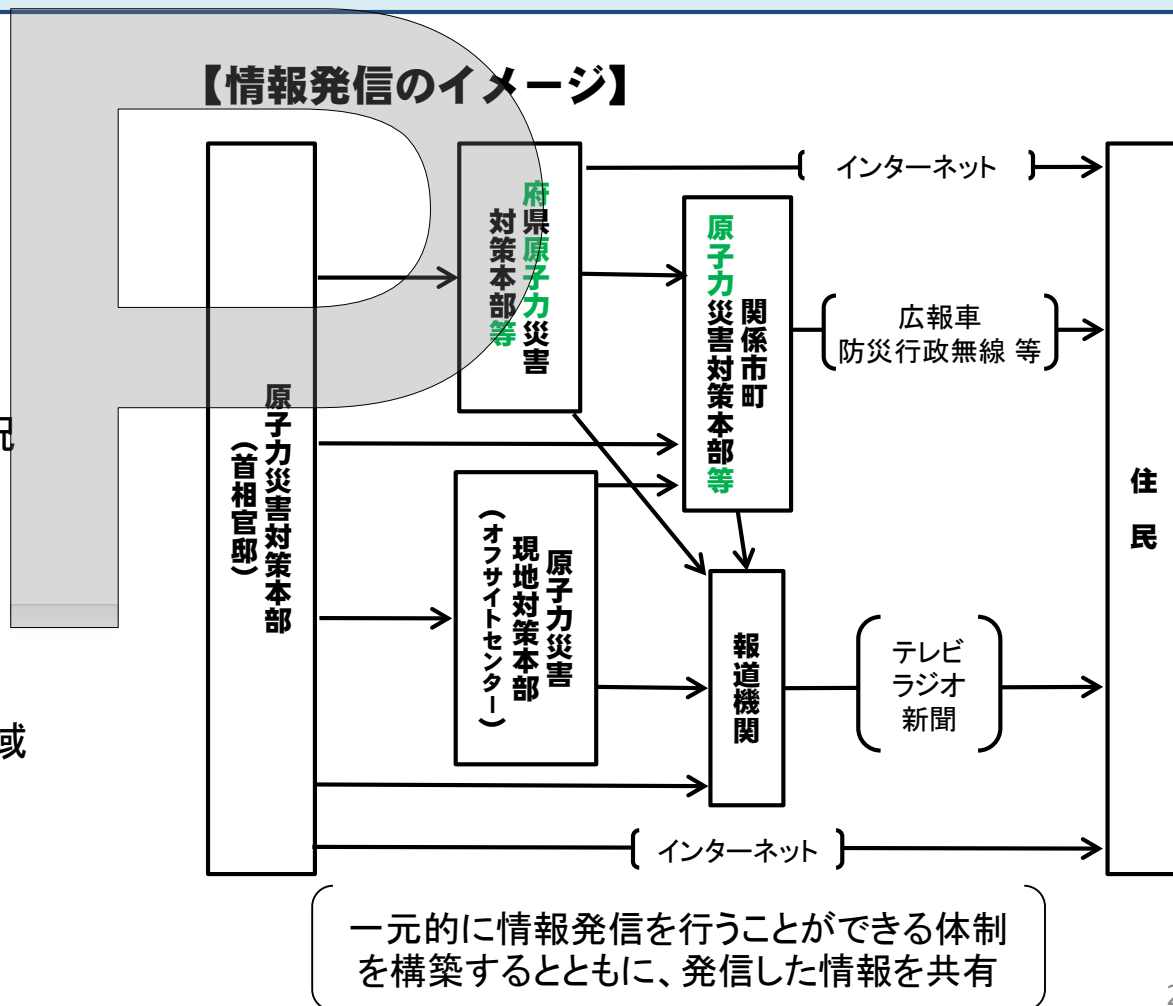
福井県、京都府、滋賀県、関係市町

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸※において実施。
※内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明。
- 現地での記者会見についてはオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京**外交団等**に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて**各国政府等にも**情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域**及び**屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



国、関係府県及び関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

関係府県及び関係市町における対応

- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求（関西電力）

4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

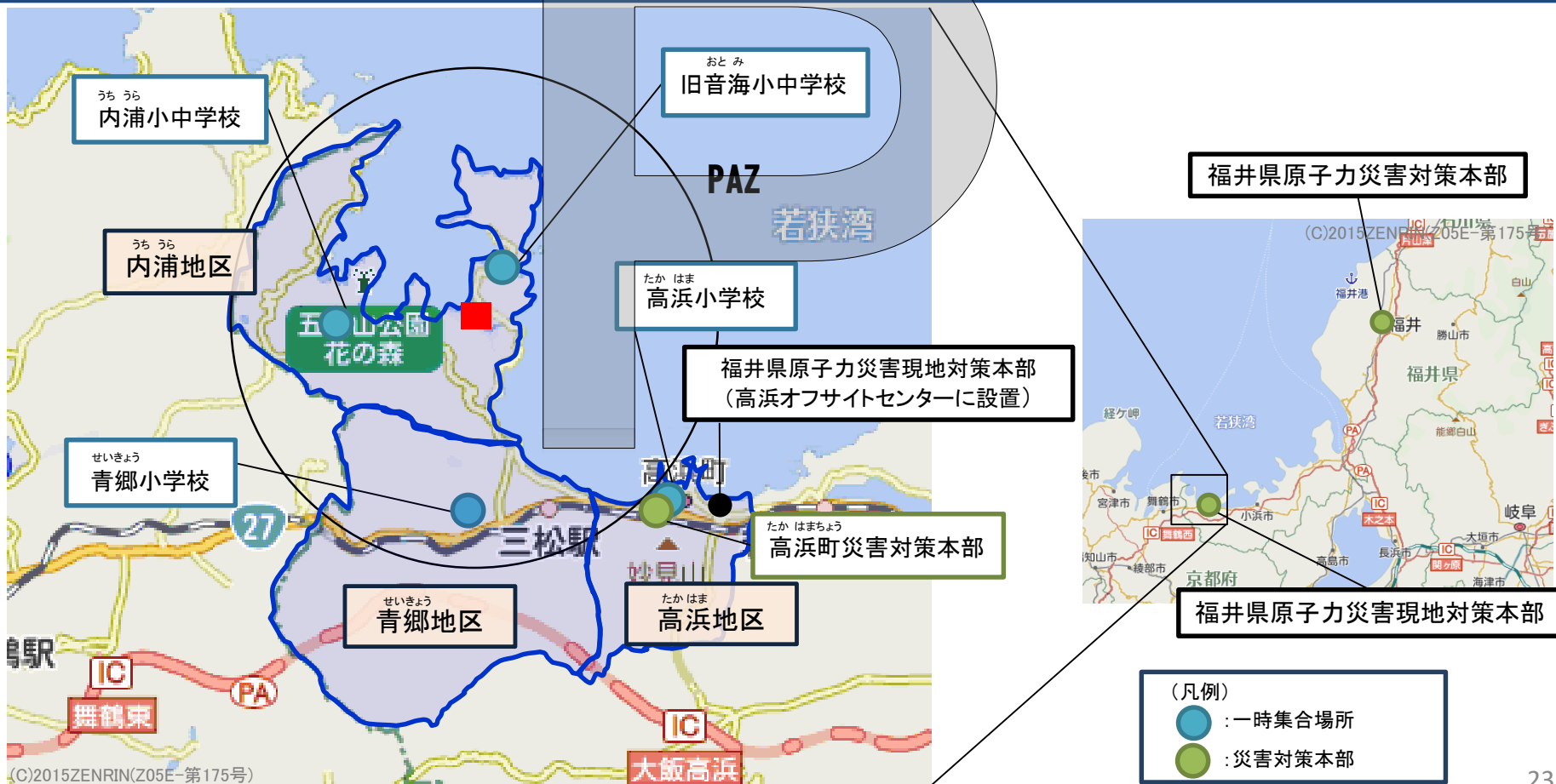
1. PAZ内の小・中学校、保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の病院における入院患者及びPAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

※ 本章では、舞鶴市の「PAZに準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

福井県及び高浜町における初動対応

たか はま ちよう

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に**原子力**災害警戒本部、高浜オフサイトセンターに**原子力**災害現地警戒本部を設置。**原子力**災害警戒本部に67名、**原子力**災害現地警戒本部に21名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- 高浜町は、警戒事態が発生した段階で高浜町役場に事故対策本部を設置し、町の全職員を参集。また、高浜オフサイトセンターに事故連絡室を設置。施設敷地緊急事態で高浜町役場に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県及び高浜町は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を4ヶ所開設し、各々の集合場所に職員4名を派遣。また、高浜町は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



(凡例)
● : 一時集合場所
● : 災害対策本部